

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」 における府営住宅への対応について

京都府建設交通部住宅課

府営住宅への対応一覧表 共用部分

場所等	周囲からの 見通しの確保	照明設備の 床面での照度()	特記事項	府営住宅 への対応
共用廊下・ 共用階段	確保する	20ルクス以上	・共用階段は共用廊下等に開放された形態であること	必要
エレベーター	確保する	50ルクス以上	・非常時に押しボタン等により外部に連絡または吹鳴する装置を 設置すること ・かご及び昇降路の出入口の戸は外部からかご内が見える窓を 設置すること ・かご内に防犯カメラを設置すること	必要
集合郵便受け	確保する	50ルクス以上	・郵便受け箱は施錠可能なものとする	必要
自転車置場	確保する	3ルクス以上	・チェーン用バーラックの設置	必要
駐車場	確保する	3ルクス以上		必要
児童遊園	確保する	3ルクス以上	・塀、柵又は垣等は周囲からの見通しがきかない場所(死角) をつくらないこと	必要
団地内通路	確保する	3ルクス以上	・人通りを多くするため団地内動線を集中すること	必要
ゴミ置場	確保する		・住棟への延焼のおそれのない位置	必要

床面照度 50ルクス以上：人の顔、行動が明確に識別できる程度
20ルクス以上：人の顔、行動が識別できる程度
3ルクス以上：人の行動を視認できる程度

専用部分

場所等	特記事項	府営住宅 への対応
住戸の玄関扉	・防犯建物部品等の扉(枠を含む)及び錠が設置されたものであること ・ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること	必要
共用廊下に面した窓 (侵入のおそれのない小窓を除く)	・住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの 以外のものは防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具 が設置されたものであること	必要
バルコニーに面する窓	・侵入が想定される階に存するものは防犯建物部品等サッシ及びガラスそ の他の建具が設置されたものであること	必要
住戸のバルコニー	・縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものである こと ・バルコニーの手摺りはプライバシーの確保に支障なく、出来る限り見通 しが確保されたものであること	必要
インターホン	・住戸玄関外側との通話機能を有するものであること	必要

上記の根拠資料及び解説書について

資料名	公開 URL、出版社等
1 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/press/h12/130323-2.htm
2 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/press/h12/130323-3.htm
3 「防犯性能の高い建物部品目録」 (「防犯性能の高い建物部品」目録検索システム)	http://www.cp-bohan.jp/Search.asp?sItemCode=18
4 「住宅性能表示制度(防犯に関する項目)」	http://www.hyoka.gr.jp/seido/shintiku/05-10.html
5 「共同住宅の防犯設計ガイドブック」	企画・編集：(財)ベターリビング / (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 発行：(株)創樹社、定価：3,000円(消費税込・送料別)